

B 3 — 4 3

5 年 保 存 (常) (令 和 10 年 12 月 31 日 まで)
--

F N . B 3 — 5 — 0

鹿 人 少 第 5 1 号

令 和 5 年 3 月 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	少年サポート係	TEL	
----	---------	-----	--

非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）

少年非行情勢については、全国的に刑法犯少年の検挙人員が継続して減少傾向にあるものの、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たず、特殊詐欺に加担する少年の検挙人員は高水準で推移しており、少年の大麻事犯に係る検挙人員は増加傾向にある。さらに、刑法犯少年の再犯者率についても、依然として3割を超えている実態があり、これを受けて「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づき平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」では、少年の再非行防止に向けた少年警察に関する施策も盛り込まれたところである。

こうした状況下において、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し、積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを引き続き推進することとしたので、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年法国家公安委員会規則第1号）等が施行されたことを踏まえて、下記の取組を進められたい。

なお、本通達は令和5年4月1日から施行し、「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（平成30年10月2日付け鹿少第112号）については、令和5年3月31日限り廃止とする。

記

1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

少年警察部門にあっては、非行少年のうち、家庭裁判所の終局決定後の事情等を総合的に勘案して、支援を必要としている少年及び保護者に対して、刑事部門及び交通部門とも連携の上、警察から積極的に連絡をとり、保護者の同意が得られた場合には、当該少年の立ち直り支援活動を引き続き推進すること。

ただし、当該少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人の同意を得るものとする。

また、問題を抱えた少年の立ち直り支援においては、少年と地域社会とのきずなを構築することが重要であることから、継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談を聞いたり助言を行ったりするとともに、大学生少年サポーターをはじめ少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、少年の修学・就労に向けた支援、少年の社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の推進に努めること。

2 少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなを強化し、少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を深め、少年に対して、厳しくも温かい目で見守る「大人の目」があることを伝えていく必要がある。

そこで、少年警察部門にあっては、「再犯防止推進計画」に基づく各地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組等にも留意しつつ、より一層、少年を見守る社会気運を高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めるほか、少年又は保護者からの相談を受理する体制の拡充にも努めること。

このほか、地域警察官等の街頭活動における少年への積極的な声掛け、万引き等の初発型非行を防止するための官民連携した対策、非行防止教室の開催等の取組も推進すること。

3 計画的な取組の推進

少年警察部門においては、管内の少年非行情勢、これまでの取組にも留意しつつ、1及び2の取組を推進するため、非行少年を生まない社会づくりに必要な具体的施策を計画的に実施すること。